

(2) おいしい水

厚生省が昭和60年に発表した「おいしい水」の要件は表2のとおりです。

表2

蒸発残留物	30～200mg/ℓ
硬度(Ca,Mg)	10～100mg/ℓ
遊離炭酸	3～30mg/ℓ
有機物等	3mg/ℓ以下
臭気強度	3以下
残留塩素	0.4mg/ℓ以下
水温	20℃以下

(昭和60年度厚生省発表おいしい水の要件)

「おいしい水」についての多くの研究・検討の結果をまとめてみますと以下のようになります。

① ミネラル成分が適度に含まれていること

② 異常な臭いも味もないこと

③ 二酸化炭素（遊離炭酸）及びケイ素が適度に含まれていること
(酸性の水がおいしいとされています)

④ 水温が10～15℃位と低いこと
(体温より20～25℃低いときに最もおいしく感じます。)



184. おいし い 水

[用語]

おいしい水：人が飲んでおいしく感じる水。

[背景]

◇昭和40年代半ばから水道水源の汚濁に伴い、異臭味水やカルキ臭の強い水などにより水道水がまずくなった地域が生じた。

◇生活が豊かになり、ゆとりがでて、高級志向、健康志向、嗜好の多様化等によりミネラルウォーターや浄水器などが普及し、おいしい水への要望が高くなる。

◇昭和59年3月生活環境審議会の「高普及時代を迎えた水道行政の今後の方策について」で安心して飲める水の供給とおいしい水の供給が答申された。

◇昭和59年6月厚生省の「おいしい水研究会」発足がおいしい水のブームの引金となる。

◇昭和60年4月「おいしい水研究会」から提言が、また同年3月環境庁より「名水百選」が発表される。

◇平成4年12月生活環境審議会の「水道水質に関する基準のあり方」の答申を受け、厚生省はおいしい水など質の高い水道水を供給するための目標として「快適水質項目」を設定する。

[環境条件]

◇水温が体温に比較して20～25度低いときが最もおいしく感じる。

◇気温の高いとき、カラッとしていて湿度の低いときにおいしく感じる。

◇健康状態のよいとき、運動した後、おいしく感じる。

◇水を飲む容器、周囲の雰囲気などによってもおいしさが左右される。

◇においの感覚は朝が一番鋭敏で、においがあるとことさらまずく感じる。

[水質要素]

不純物を全く含まない水はおいしくない。含まれる成分の量とそのバランスによって水の味は微妙に変わる。

蒸発残留物：一般に Ca^{2+} 、 Mg^{2+} 、 K^{+} 、 Cl^{-} 、 SO_4^{2-} 、 HCO_3^{-} 、 SiO_2 などのミネラルの含有量を示し、量が多いと苦味、渋味、塩味などを付け、適度に含まれると、こくのあるまろやかな味がする。

硬度（カルシウム、マグネシウム等）：ミネラルの中で量的に多いCaとMgの量で、硬度が低いとくせがなく、好き嫌いはないが、高いとおいしく感じる人とそうでない人がいる。Caに比べてMgの多い水は苦味を増す。

遊離炭酸：水に溶けている二酸化炭素で、水にさわやかな味を与えおいしくするが、余り多くなると刺激が強くなる。

塩素イオン：多量に含むと食塩と同じ塩辛い味がする。

硫酸イオン：多量に含むと渋味があり、ピリッとした感じがする。

ケイ酸イオン：多量に含むと硬い味がする。

過マンガン酸カリウム消費量：有機物量を示し、多いと渋味をつけ、また消毒に用いる塩素の消費量も大きくなり、その面で水の味を損なう。

臭気：水源の状況等により様々なにおいがつく和不快な感じがする。

鉄・マンガン等：多量に含むと水に金気臭や渋味を感じさせる。

残留塩素：水道水中に残留する消毒用の塩素は、水にカルキ臭を与える。わずかな残留塩素はほとんど気にならないが、濃度が高いと水の味をまずくし、緑茶の味を悪くする。

[水質要件]

項 目	快適水質項目目標値	おいしい水研究会の水質要件
蒸発残留物	30～200 mg/l	30～200 mg/l
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10～100 mg/l	10～100 mg/l
遊離炭酸	20 mg/l	3～30 mg/l
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l 以下	3 mg/l 以下
臭気強度 (TON)	3 以下	3 以下
残留塩素	1.0 mg/l 程度以下	0.4 mg/l 以下
水 温	—	最高 20℃ 以下

平成 14 年 7 月 17 日

水質検査成績書



HIROSHIMA ENVIRONMENT & HEALTH ASSOCIATION

財団法人 広島県環境保健協会

生活科学センター

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号

TEL(082)293-1511(代表)

(082)293-1514(直通)

(水道法第20条に基づく指定検査機関)

依頼者 住所・氏名	安芸郡府中町 石井城1-6-16 田所 恒之輔		検査項目	一般項目検査		
工事名 (業務名)						
採水年月日時	平成 14 年 7 月 11 日 11 時 30 分	天候	前日 曇	当日 曇	気温 ℃	水温 18.0℃
水の名称 及び種類	ボーリング水	採水場所	安芸郡府中町石井城1-6-16			
採水者名	所属					
検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準	
一般細菌	0 個/ml	100個/ml以下	鉛	----- mg/l	0.05mg/l 以下	
大腸菌群	不検出	検出されないこと	亜鉛	----- mg/l	1.0mg/l 以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	3.0 mg/l	10mg/l 以下	鉄	----- mg/l	0.3mg/l 以下	
塩素イオン	26 mg/l	200mg/l 以下	銅	----- mg/l	1.0mg/l 以下	
有機物等(過マンガン 酸カリウム消費量)	0.2 mg/l 未満	10mg/l 以下	蒸発残留物	----- mg/l	500mg/l 以下	
pH 値	6.3	5.8~8.6	マンガン	----- mg/l	0.05mg/l 以下	
味	異味なし	異常でないこと	フッ素	----- mg/l	0.8mg/l 以下	
臭気	異臭なし	異常でないこと	以下余白			
色度	1 度未満	5 度以下				
濁度	0.1 度未満	2 度以下				
カルシウム、マグネ シウム等(硬度)	64 mg/l	300mg/l 以下				
判定	上記検査項目は、水質基準に適合する。					
所見	(水質検査成績書の見方は裏面に記載してあります。)					検査責任者
受付年月日	平成 14 年 7 月 11 日	検査終了年月日	平成 14 年 7 月 16 日			

注1. 水質検査は、「水質基準に関する省令」(平成4年12月21日厚生省令第69号)によります。

平成 14 年 7 月 25 日

水質検査成績書



HIROSHIMA ENVIRONMENT & HEALTH ASSOCIATION

財団法人 広島県環境保健協会

生活科学センター

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号

TEL(082)293-1514(代表)

(082)293-1514(直通)

(水道法第20条に基づく指定検査機関)

依頼者 住所・氏名	安芸郡府中町 石井城1丁目6-16 田所 恒之輔			検査項目	蒸発残留物 残留塩素 遊離炭酸		
工事名 (業務名)							
採水年月日時	平成 14 年 7 月 18 日 11 時 30 分	天候	前日 曇 当日 曇	気温	29.0℃		
水の名称 及び種類	ボーリング水	採水場所	安芸郡府中町石井城1丁目6-16				
採水者名			所属				
検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準		
一般細菌	----- 個/ml	100個/ml以下	鉛	----- mg/l	0.05mg/l 以下		
大腸菌群	-----	検出されないこと	亜鉛	----- mg/l	1.0mg/l 以下		
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	----- mg/l	10mg/l 以下	鉄	----- mg/l	0.3mg/l 以下		
塩素イオン	----- mg/l	200mg/l 以下	銅	----- mg/l	1.0mg/l 以下		
有機物等(過マンガン 酸カリウム消費量)	----- mg/l	10mg/l 以下	蒸発残留物	150 mg/l	500mg/l 以下		
pH 値	-----	5.8~8.6	マンガン	----- mg/l	0.05mg/l 以下		
味	-----	異常でないこと	フッ素	----- mg/l	0.8mg/l 以下		
臭気	-----	異常でないこと	残留塩素	不検出	***		
色度	-----	5度以下	遊離炭酸	28 mg/l	***		
濁度	-----	2度以下	以下余白				
カルシウム、マグネ シウム等(硬度)	----- mg/l	300mg/l 以下					
判定	上記検査項目は、水質基準に適合する。						
所見	(水質検査成績書の見方は裏面に記載してあります。)						検査責任者
受付年月日	平成 14 年 7 月 18 日	検査終了年月日	平成 14 年 7 月 24 日				

注 1. 水質検査は、「水質基準に関する省令」(平成4年12月21日厚生省令第69号)によります。

2. 残留塩素は、「水質基準を補完する項目に係る測定方法について」等の一部改正について(平成 12. 12. 26衛水第63号)によります。

3. 遊離炭酸は、「水質基準を補完する項目に係る測定方法について」(H5. 3. 31衛水第104号)によります。